

# 稚内労働基準監督署からのお知らせ（令和8年6月）

## 1 労働災害発生状況

令和8年1月に確認した労働災害件数は2件でした（うち、休業1か月以上は1件）。

令和8年の労働災害件数は5月末時点で29件（前年比-6件）で増加傾向が続いていましたが減少しました。

休業1か月以上の労働災害について、ホタテの洗浄機の清掃作業中に、稼働している洗浄機に手を入れてけがを負う事故が発生しました。安全教育も実施し、機械に稼働中に手を入れることを禁止する旨の表示をしたうえで発生した労働災害でした。機械自体に危険がある場合はどれだけ教育を実施しても事故が発生することがあります。事業者の皆様には、作業手順教育、安全教育のみならず、機械の稼働部やそれにつながる隙間を塞ぐ等の措置を講じることはできないかまで、検討していただきたいです。

## 2 労働災害事例（括弧内は年齢性別、休業見込期間）※抜粋

### 【製造業】

・ほたての洗浄機の洗浄を行っているとき、まだ稼働中の洗浄機のドラム付近についていたホタテの耳を取ろうとして左手をドラムに入れたところ、ドラムの回転に左手が巻き込まれ5指及び中手を骨折したものの。（50代男性、休業3か月）

### 【漁業】

・ほたて桁網漁から帰港中、岸壁に接岸し、岸壁に移ろうとした時足を岸壁から滑らせ、岸壁の角部分に左わき腹を強打し、腹膜内出血を負ったもの。（30代男性、休業19日間）

## ○【建設業】「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開中です。（令和8年4月1日～令和8年6月30日）

北海道における建設業の労働災害は4月から増加し始め、7月以降は上半期の水準には戻らない傾向があります。労働災害防止対策の徹底を図るためには、建設工事現場が動き出す着工期に、安全衛生管理体制の再確認及び安全衛生教育等を実施し、事業場全体に安全意識を定着させることが重要となります。このため、「『着工期』こそ、安全対策の「質」を決める時期」をスローガンに、本年も実施要綱のとおり「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開します。

同運動の詳細につきましては下記二次元コードをご参照ください。

## ○令和8年度 全国安全週間の実施について

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に実施され、本年で99回目を迎えます。

本年度も、6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7月 7日までを本週間 とし、

「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

をスローガンとして、展開します。

詳細につきましては下記二次元コードをご参照ください。

## 先月の労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付状況

製造業	1 件
建設業	件
道路貨物運送業	件
林業	件
その他の事業	1 件（漁業1）
計	2 件



全国安全週間



「建設工事着工期労働災害防止運動」

※労働災害の発生月と労働者死傷病報告の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例です。

## 「Safeコンソーシアム」の加盟企業名を稚内署に掲示しています！

Safeコンソーシアムに加盟の企業名を稚内署内に掲示しています。

加盟後は、稚内労働基準監督署までご連絡ください。（0162-73-0777）

